

第四十五号議案

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例（昭和三十九年東京都条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「八十六万二千円」を「八十六万四千円」に改め、同項第二号中「八十四万六千円」を「八十四万八千円」に改め、同条第二項中「四十二万九千円」を「四十三万円」に改め、同条第三項中「二十三万七千円」を「二十三万八千円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都監査委員の給料等の額を改定する必要がある。